

岩手県告示第178号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成31年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除予定保安林の所在場所 盛岡市根田茂第8地割33の14・川目第1地割124の32・124の34・124の67（以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - （2） 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
  - （3） 解除の理由 ダム用地とするため
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 盛岡市川目第1地割121の4・124の10から124の12まで・124の37・124の39・125の8・125の14・125の23・125の31・125の32（以上11筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・125の13（国有林）
  - （2） 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - （3） 解除の理由 ダム用地とするため
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 盛岡市川目第2地割1の89・1の94・1の95（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・1の60（国有林）
  - （2） 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
  - （3） 解除の理由 ダム用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県森林保全課及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。